

水道の使用に係る排出量

1. 届出外排出量として考えられる排出

浄水場で水に注入された塩素等と有機物の反応により、水道水中ではトリハロメタンが生成される。家庭や工場などの水道水の使用を通して発生するトリハロメタンについて推計を行う。なお、「水道統計」の需要分野と推計区分の対応は表1の通りとする。

表1 水道の需要分野と推計区分との対応

「水道統計」の 需要分野		届出外排出量		
		対象業種を 営む事業所	対象業種を 営まない事 業者	家庭
専用 栓	家庭用(一般)			
	家庭用(集合)			
	営業用			
	工場用			
	官公署・学校用			
	公衆浴場用			
	船舶用			
	その他			
共用栓				
公共栓				

注1: 水道中のトリハロメタンは製品の要件(含有率 1%以上)に該当しないため、届出の対象にならず、届出外排出量として推計する。

注2: 「営業用」はすべて「対象業種を営まない事業者」に割り振ったが、その中には洗濯業や写真業など「対象業種を営む事業所」が一部含まれている。

注3: 「官公署・学校」はすべて「対象業種を営まない事業者」に割り振ったが、その中には大学の理科系学部や下水処理場など「対象業種を営む事業所」が一部含まれている。

注4: 「専用栓」は一つの蛇口を単一の世帯等が専用にするもの、「共用栓」は一つの蛇口を複数の世帯で使用するもの、「公共栓」は公園、公共便所等の公共の用に供せられるものを指す。

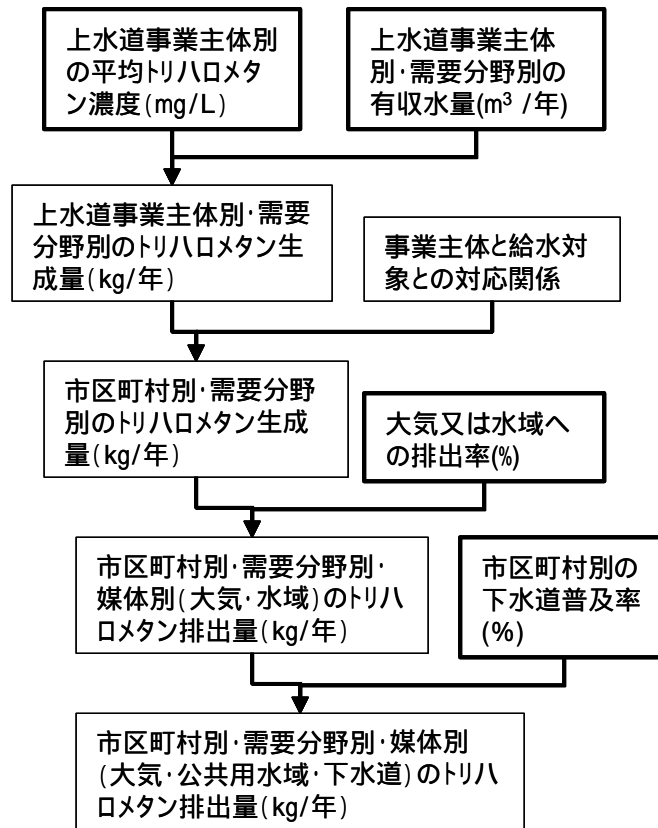
2. 推計を行う対象化学物質

水道水中で生成されるトリハロメタンのうち対象化学物質に該当するクロロホルム(物質番号:95)とプロモホルム(22)の2物質について推計を行う。クロロホルムの約76%は大気へ排出され、残りは水域への排出である。プロモホルムの場合には、約11%が大気へ排出され、残りは水域への排出である。

3. 推計方法

水道統計から得られる上水道事業主体別・需要分野別の有収水量(浄水場から供給される水量で料金徴収の対象となるもの)と上水道事業主体別のトリハロメタンの平均濃度から、市区町村別・需要分野別のトリハロメタンの生成量を推計する。これと、文献から得られるトリハロメタンの大気と水域への排出率、市区町村別の下水道普及率から、市区町村別・需要分野別・媒体別のトリハロメタンの排出量を推計する(図1)。

なお、図 2 に示すように、事業主体によっては、別の市区町村へ給水する場合などがあり、有収水量と実際の給水量が異なる場合があるため、水道統計のデータを用いて補正を行う。



注1: 事業主体とは市町村や一部行政組合等である。
 注2: 需要分野とは「家庭」、「工場」、「非対象業種」を示す。

図 1 水道に係る排出量の推計フロー

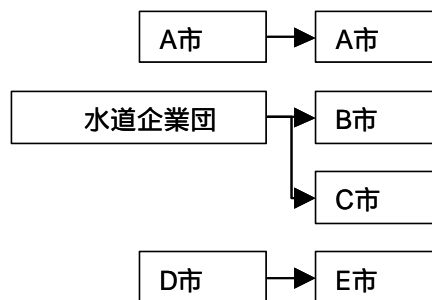


図2 水道に係る事業主体と給水対象との対応関係のイメージ

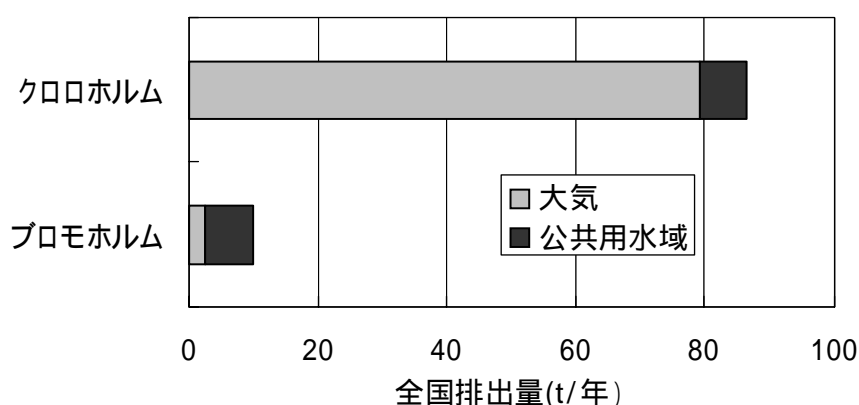
4. 試算結果

水道に係る排出量試算結果を表2、図3、表3に示す。水道に係る対象化学物質(2物質)の排出量の合計は約96tと試算される。

表2 水道に係る全国の物質別・媒体別排出量の試算結果(平成14年度)

対象化学物質		排出量(t/年)		下水道への移動量(t/年)
物質番号	物質名	大気	公共用水域	
95	クロロホルム	79	7	18
222	プロモホルム	2	8	12

本表は暫定値のため、第2回公表までの情報収集により再計算する可能性がある。



本図は暫定値のため、第2回公表までの情報収集により再計算する可能性がある。

図3 水道に係る全国の対象化学物質別・媒体別排出量の試算結果(平成14年度)

表3 水道に係る排出量試算結果(平成14年度;全国)

対象化学物質		届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種を営む事業所	非対象業種を営む事業者	家庭	移動体	合計
95	クロロホルム	3,943	19,562	62,910		86,415
222	プロモホルム	484	2,269	7,249		10,002
合計		4,427	21,831	70,158		96,417

本表は暫定値のため、第2回公表までの情報収集により再計算する可能性がある。